

「稼げる国土専門委員会」における 検討事項と検討の方向性

国土政策・地域産業政策の変遷①

1. 戦前の国土基盤整備（明治期～戦前）

<明治期>

- 東京遷都、廃藩置県（中央集権国家体制の形成）
- 殖産興業（各地に官営工場（例：富岡製糸場、八幡製鉄所）の建設、鉱山開発）

<主な国土基盤整備>

- 東京は近代的な首都を目指した整備。
- 全国を結ぶ鉄道網の建設、港湾整備等の国土基盤の整備。

<大正期から昭和初期>

- 工業化の進展
 - ・第一次世界大戦を契機とした重化学工業の発展
→阪神、京阪、中京、北九州の四大工業地帯が全国の工業生産額の5割以上
- 都市化の進展
 - ・鉄道網の形成とともに、幹線鉄道に沿った都市の成長、発展。
 - ・人口の急激な増加を背景に、都市は農村の二・三男等を吸収する形で膨張。特に、東京、大阪、名古屋、京都、横浜、神戸の六大都市は目覚ましい発展。

- 急増する輸送需要に対応するため、
 - ・長大トンネルの掘削など鉄道網の一層の整備・改良。
 - ・港湾整備と埋立てによる臨海工業地帯の建設。
- 道路法、都市計画法などの法体系整備（法律による都市の整備が行われるようになった。）
- 関東大震災（大正12年）からの復興を契機とした土地区画整理事業
- 都市部での住宅難に対する住宅対策の本格化

これらが、戦後の高度成長期における東京及び太平洋ベルト地帯を中心とする一極一軸型国土構造の基礎となった。

国土政策・地域産業政策の変遷②

2. 地域間の均衡ある発展（1960年代～1970年代）

<背景>

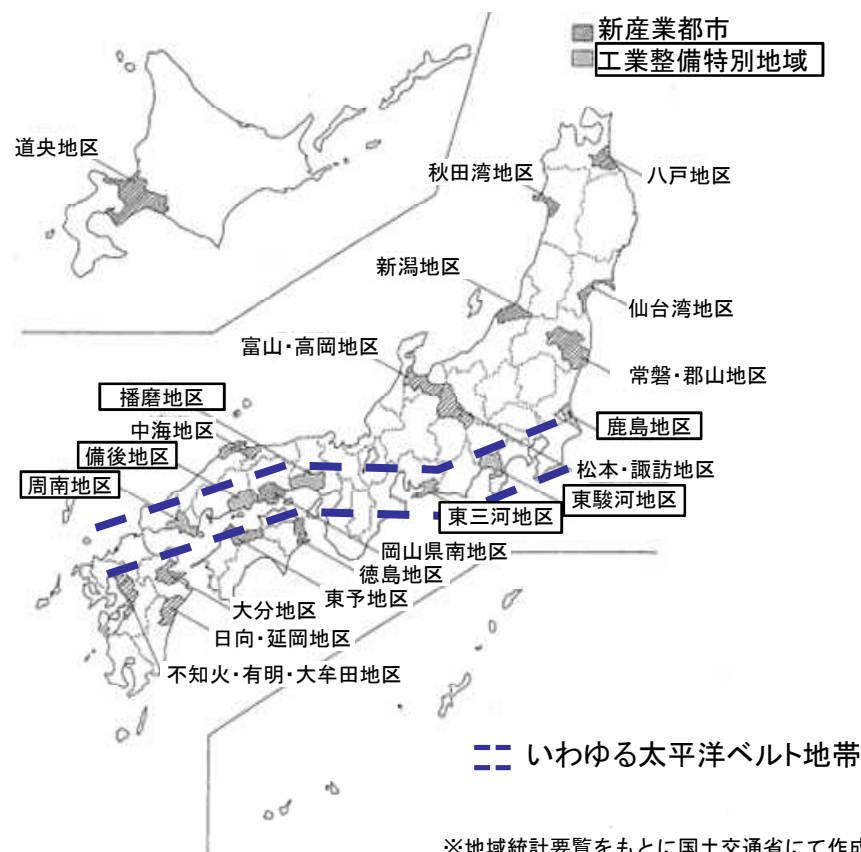
- 高度成長経済への移行
- 所得倍増計画（太平洋ベルト地帯構想）
→ 地域間格差の発生

<政策>

- 地域間格差を是正するため、拠点開発方式により工業の分散を推進。（重化学コンビナート）
- 新幹線や高速道路等のネットワークを整備し、大規模開発プロジェクトを推進。

- ・ 1962年 全国総合開発計画
新産業都市建設促進法
- ・ 1964年 工業整備特別地域整備促進法
- ・ 1969年 新全国総合開発計画
- ・ 1972年 工業再配置促進法

■ 新産業都市建設促進法に基づき指定された新産業都市及び工業整備特別地域整備促進法に基づき指定された工業整備特別地域



3. 地方における知識集約化産業の拠点開発（1980年代～1990年代前半）

<背景>

- 安定成長経済の到来
- オイルショック（1973年、1979年）
→ 産業構造の変化

<政策>

- 地域活性化のためには、工業の開発ばかりでなく多様な産業振興施策の展開が必要であり、地域における知識集約化産業の拠点開発を推進。（エレクトロニクス・バイオ・新素材等）
- 国際交通機能強化。全国1日交通圏の構築。
- 高規格幹線道路網については、地方都市とその周辺地域等から1時間程度で利用が可能となるよう、およそ1万4千キロメートルで形成する。

- ・ 1977年 第三次全国総合開発計画
- ・ 1983年 テクノポリス法
(地方圏のハイテク製造業の立地促進)
- ・ 1987年 第四次全国総合開発計画
- ・ 1988年 頭脳立地法
(地方圏のソフトウェア等産業支援サービス業の立地促進)
- ・ 1988年 多極分散型国土形成促進法
(人口、経済、文化等に関する機能の分散)
- ・ 1992年 地方拠点法
(地方圏のオフィス機能の立地促進)

■ テクノポリス地域指定状況

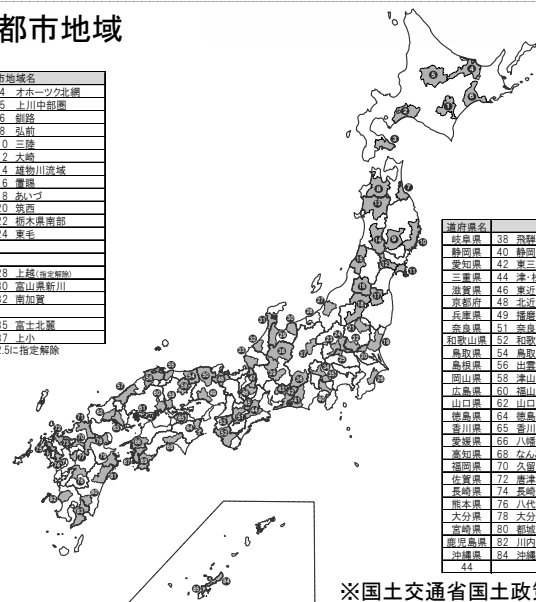


出典：テクノポリス・頭脳立地構想推進の歩み
(財)日本立地センター)

■ 地方拠点都市地域

道府県名	地方拠点都市地域名		
北海道	1 帯広圏	4 オホーツク北網	
	2 千歳・渡小牧	5 上川中部圏	
	3 函館圏	6 網走	
青森県	7 八戸	8 陸前	
岩手県	9 北上中部	10 三陸	
宮城県	11 石巻	12 大崎	
秋田県	13 米代川流域	14 雄物川流域	
山形県	15 庄内	16 曹田	
福島県	17 福島	18 会津	
茨城県	19 水戸	20 筑西	
栃木県	21 栃木県北部	22 栃木県南部	
群馬県	23 前橋・高崎	24 東毛	
埼玉県	25 本庄		
千葉県	26 長生・山武		
新潟県	27 長岡	28 上越(関越圏)	
富山県	29 富山県西部	30 富山県野川	
石川県	31 中能登	32 南加賀	
福井県	33 福井県丹南	35 富士北麓	
山梨県	34 甲府圏	37 上小	
長野県	36 飯伊		

※ 28 上越地方拠点都市地域は18.12.5に指定解除



道府県名	地方拠点都市地域名		
岐阜県	38 鳥羽	39 中津	
静岡県	40 静岡県東部	41 静岡県西部	
愛知県	42 東三河	43 豊田みよし	
三重県	44 津・四日市	45 伊賀	
滋賀県	46 近江	47 琵琶湖東北部	
京都府	48 北近畿		
兵庫県	49 播磨	50 但馬	
奈良県	51 奈良中和		
和歌山県	52 和歌山県白辺・御坊	53 和歌山県橋本	
山口県	54 萩圏	55 島根県中海面圏	
島根県	56 出雲・宍道湖・中海	57 浜田・益田	
岡山県	58 津山	59 井原	
広島県	60 福山	61 尾	
山口県	62 山口県中央	63 周南	
徳島県	64 徳島東部		
香川県	65 香川中央		
愛媛県	66 八幡浜・大洲	67 宇和島圏	
高知県	68 高知・高知市	69 高知県西端	
福岡県	70 久留米	71 福岡県北東部	
佐賀県	72 唐津・唐津湖	73 佐賀	
長崎県	74 長崎県中央	75 佐世保	
熊本県	76 八代宇城	77 菊池玉名	
大分県	78 大分県北・日田	79 大分県南	
宮崎県	80 宮崎	81 宮崎県北	
鹿児島県	82 川内	83 大隅	
沖縄県	84 沖縄県北部	85 沖縄県中部	
	44	84	

※国土交通省国土政策局作成

国土政策・地域産業政策の変遷④

4. 地域の自立の促進（1990年代後半～）

（1）国内産業の空洞化対策と地域産業の自立的発展に向けた環境整備（1990年代後半～2000年代前半）

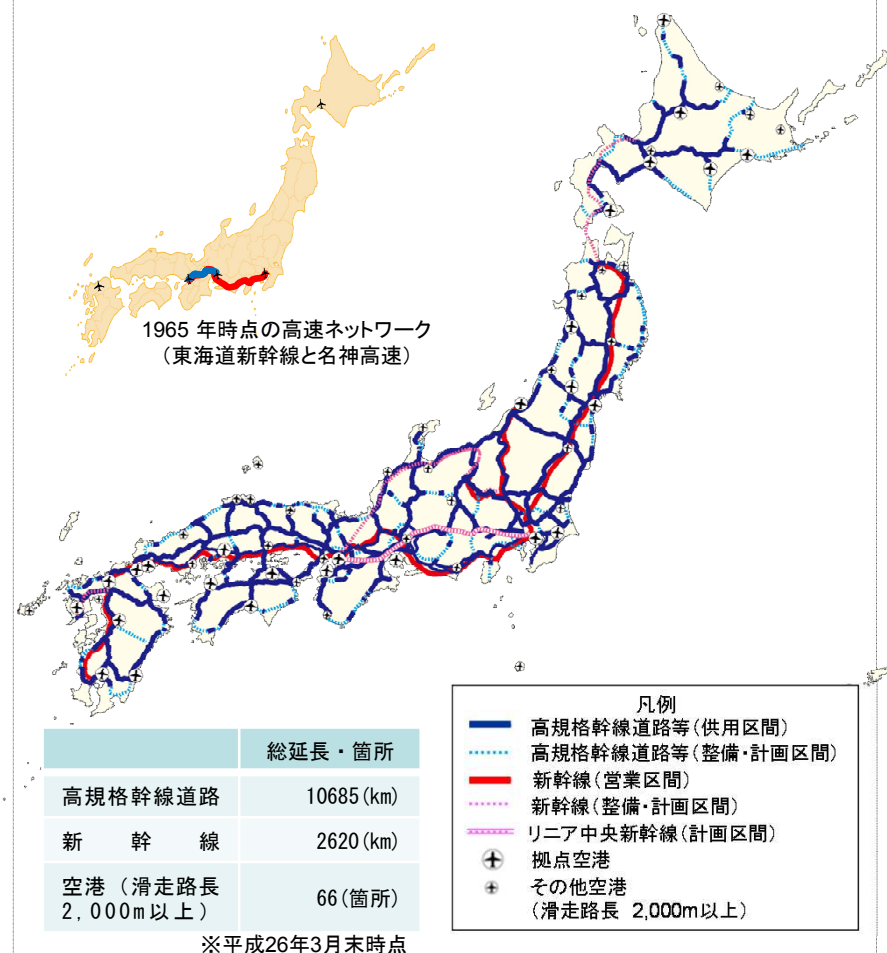
<背景>

- 国際競争の本格化、アジア諸国の急成長、情報化の進展、産業構造の変化
→国内産業の空洞化の懸念
- 産業機械等の資本財、自動車や電気部品等の技術水準の高い中間財、少量生産・高付加価値型の消費財等の産業は、アジア諸国と工程間、製品間分業が一層深化
→完成品・部品の輸出入、国内物流や人的交流が増大

<政策>

- 空洞化による産業集積や産地の崩壊を防ぐため、新たな産業インフラ整備や研究開発環境の高度化等を推進。
 - テクノポリス法、頭脳立地法等で形成されつつある産業集積を新事業創出の温床として積極活用。
 - 世界とりわけアジアを見据えた国際交通拠点の全国適正配置。
 - 基幹的交通体系と地域の交通体系が直結・融合化した利便性の高い、より高速な国内交通体系の形成。
- ・ 1997年 地域産業集積活性化法
 - ・ 1998年 21世紀の国土のグランドデザイン
 - ・ 1999年 新事業創出促進法

■我が国的高速交通ネットワーク整備の進展



出典：国土交通省 総合政策局資料

国土政策・地域産業政策の変遷⑤

4. 地域の自立の促進（1990年代後半～）

（2）地域を支える活力ある産業・雇用の創出（2000年代～）

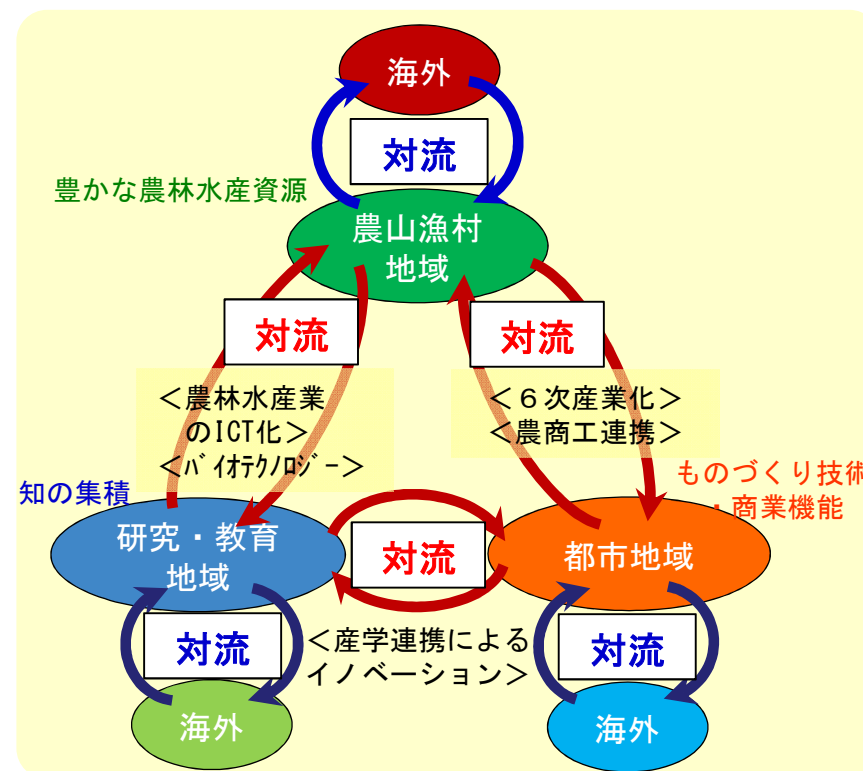
<背景>

- 企業が海外も含めて工場の立地場所を選択する時代に変化し、産業振興政策も、地域が自ら考えその魅力を活かして独自の産業を展開する方向に転換
- 地方分権の必要性の高まり

<政策>

- 自立的に発展する地域社会に向けて、地域が主体的に行う産業集積の形成・活性化を促進。
- 地域における新事業活動の促進に向けた支援策を展開。
- 東アジアと世界を結ぶ国際交通・情報通信拠点の機能と、我が国広域ブロックの交流・連携ネットワークの拠点の機能を有する、総合的、重層的な国際交通・情報通信体系の構築。
- 「対流促進型国土」の形成によるイノベーションの創出。そのための地域構造として重層的かつ強靱な「コンパクト+ネットワーク」の形成
 - ・ 2001年～ 産業クラスター計画、知的クラスター創生事業、都市エリア産学官連携促進事業
 - ・ 2005年 新事業活動促進法
 - ・ 2006年～ 中小ものづくり高度化法、地域資源活用促進法、農商工等連携促進法、六次産業化・地産地消法等
 - ・ 2007年 企業立地促進法、広域活性化法
 - ・ 2008年 国土形成計画
 - ・ 2015年 第二次国土形成計画

■第二次国土形成計画で示された「対流」のイメージ：「個性」と「連携」



(2016年4月19日 計画推進部会資料より)

計画第1部第3章において示された3つの「国土の基本構想実現のための具体的方向性」のうち「ローカルに輝き、グローバルに羽ばたく国土」において、「我が国が活力を維持、向上するため、我が国の経済成長を支える『稼げる国土』の形成を進める」とされたことを踏まえ、地域の独自の個性を活かし、産業の振興を図るために必要な事項について調査する。

具体的には、

①地方都市を中心とした地域発イノベーションの創出、

②大都市圏の整備を通じた地方都市等との重層的な連携、

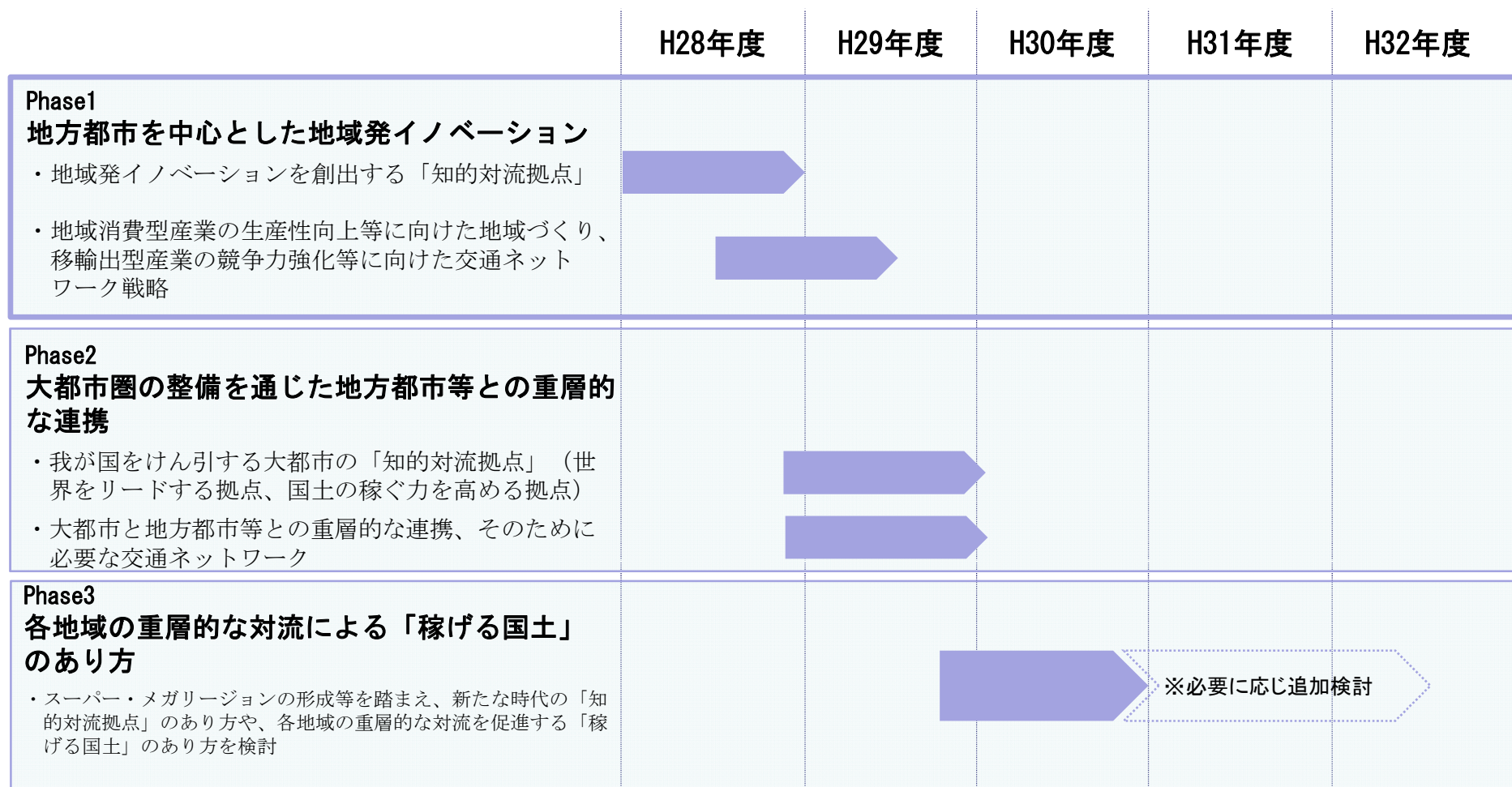
これらを促進するための知的対流拠点のあり方 等について調査を行うとともに、これらを踏まえ、

③生産性を高め、各地域の重層的な対流による「稼げる国土」のあり方

を調査する。

「稼げる国土専門委員会」全体スケジュール(案)

Phase1 : 地方都市を中心とした地域発イノベーション
 Phase2 : 大都市圏の整備を通じた地方都市等との重層的な連携
 Phase3 : Phase1及びPhase2の検討成果を踏まえ、生産性を高め、各地域の重層的な対流による「稼げる国土」のあり方



- 昨年8月に閣議決定された国土形成計画（全国計画）では、地方都市を中心とした地域発イノベーションに関連し、以下に記す方向性が示されたところ。
- これらについて具体的な推進方策を明らかにし、重点的に取り組むことが求められている。

(地域発イノベーションの創出、「起業増加町」の醸成)

- ・地域に魅力ある「しごと」を安定的に創出・維持するためには、域外からの企業・工業誘致のみに依存するのではなく、地域発のイノベーションを契機とした新産業の創出や既存企業の高付加価値化等内発的発展を促すことが重要。このためには、地域特有の産業、知識、技術等の資源を集積させるとともに、域外から取り込んだヒト、モノ、カネ、情報とこれらを結び付け、対流によるイノベーションを誘発することが必要。
- ・このため、地元の企業、大学、研究機関、地方自治体、金融機関等の産学官金等が連携し、知識と情報の対流を通じたイノベーションや起業の拠点となる知的対流拠点づくりを推進する。

(地域消費型産業の付加価値生産性の向上等)

- ・サービス業や商業などの地域消費型産業は、地域の雇用の過半を支えるが、他の先進諸国と比較して付加価値生産性が低く、改善の余地が大きい。
- ・このため、主要業種ごとに事業の内容・形態を踏まえ、活性化・生産性向上策を推進することにより、相応の収入と安定した雇用の確保を図る。
- ・地域経済の分析を通じて域内へのサービスの供給構造を把握し、生活サービス機能のコンパクト化や公共交通ネットワークの改善を推進することで生産性向上につなげ、域内のサービス需要に対応した提供体制を構築する。

(移輸出型産業の競争力強化)

- ・製造業、農林水産業、観光業などの移輸出型産業は、域外から所得を稼得し、地域の経済発展をけん引する役割を担っている。特に今後は、地域の産業がグローバルな視点を併せ持ち、産業競争力の強化や海外需要の取込み等積極的な事業展開を戦略的に推進し、世界経済と直接つながりを持つことが重要。

地域発イノベーション（地域の強みとなり得る資源※を活かした生産性革命）のイメージ例

※大学・研究機関、ものづくり産業、農林水産業、これらが有する製品・産品・技術・知識、景観等の観光資源
交通結節点等交通ネットワーク上の特性 など

- ①地域で磨き上げた最先端の研究や技術をもとにした新しい事業の創出（例：久留米市、鶴岡市）
- ②地域のものづくり集積や産地を活かした新しい製品や付加価値の高い製品の開発（例：備後圏域、鯖江市、湯沢市）
- ③多様な地域資源を基にテーマ性を持たせるなど付加価値を高めた新しい観光商品の開発（例：下伊那地域）
- ④地域で強みのある農産品等の機能性を活かしたブランド化やこれらを活かした付加価値の高い商品の開発（例：江別市、甲州市、四万十町） など

知的対流拠点のイメージ ※今後の検討を踏まえながら随時見直し・具体化。

価値ある情報等の融合により地域発イノベーションを創出する拠点。
構成する活動主体のフィールドを包含すると知的対流圏域となる。

知的対流拠点の4要素

①活動主体（＝対流主体。多様な主体。）

- ・地域のポテンシャルを発見する者・生み出す者
… 大学・研究機関、民間事業者（商工業・農林水産業等）、個人、自治体など
- ・新たな事業を創出する者・既存事業の高付加価値化をする者（地域のポテンシャルを磨く者）
… ベンチャー企業、既存民間事業者（商工業・農林水産業等）、三セク、自治体など
- ・事業の創出又は高付加価値化を支援する者
… 金融機関等（資金・経営サポート）、三セク（専門家による起業相談、低料金での施設・機器提供等）、自治体（各種制度・支援施策の有効活用をサポート） など

②活動主体を繋ぐコーディネート等を行う主体 （＝対流を起こす主体）

- ・①の活動主体の巻き込み、繋がりのコーディネート、地域ブランディングのための情報発信等を行う三セク、自治体など

③活動空間（＝対流空間＝知的対流拠点）

ハードな空間のみならず、活動主体間のネットワークが構築されている状態（バーチャルな空間・拠点）もある

- ・研究・実験等を行う施設（例：大学、試験研究機関）
- ・技術・産品等の地域資源を域内外に発信し交流を促す施設等（例：インキュベーションセンター、伝統工芸館、道の駅、小さな拠点）など
- ※カフェ、図書館や、空きビル、空き家、廃校などの活用も考えられる。

④活動を支える交通ネットワーク

- ・対流を加速化する交通ネットワーク
- ・地域発イノベーションの成果である付加価値の高い製品・商品の物流等を支える交通ネットワーク
- ・付加価値を高めた新しい観光に必要な交通ネットワーク

論 点

1. 地域発イノベーションを創出する「知的対流拠点」の形成

◆アウトプットイメージ（案）：地域発イノベーション創造マニュアル（仮称）

- ①地域の強みとなる資源を、どのようにして発見したらよいか。
- ②各活動主体がどのような体制づくり・手順を踏まえるべきか。（各地域の産学官金等の連携）
- ③知的対流のためにはどのような場が必要か。（ハイスペック～既存空間、バーチャルな空間、地域づくりとの関係）
- ④地域発イノベーションの活動を支えるために、どのような交通ネットワークが必要か。

2. 地域消費型産業※1の生産性の向上・移輸出型産業※2の競争力強化

※1 サービス業・商業等
※2 製造業・農林水産業・観光業等

◆アウトプットイメージ（案）：サービス生産性向上等に向けた地域づくりの方向性提示、
移輸出型産業の競争力強化等に向けた交通ネットワーク戦略

- ①地域消費型産業の生産性向上等に向けた地域づくりはどうあるべきか（小さな拠点、コンパクトシティ、連携
中枢都市圏等の地域づくりとの関係）
- ②移輸出型産業の競争力を更に強化するため、整備が進む交通ネットワークをどう活用すべきか（整備の進
展によって高まる位置の強みの発見とその活用）

検討の進め方

1. 地域発イノベーションを創出する「知的対流拠点」の形成

既に先行して進められている地域発イノベーション、知的対流拠点の取組事例を収集。

- ・事例選定のポイント
 - i) 地方公共団体、特に市町村が積極的に関与している取組
 - ii) 地域のバランス（各ブロックから1テーマ以上）
 - iii) 内容のバラエティ（最先端研究、ものづくり、観光振興、農産品活用等）
 - iv) 都市レベルのバランス（人口30万を超える広域市町村レベルから人口5万人以下の集落レベルで）

活動の背景・プロセス、活動主体とその役割・活動内容、活動を支える交通ネットワーク、活動の場、行政の役割、地域づくりとの関係性、成果・課題・成功要因等を調査。

地域発イノベーション創造マニュアル（仮称）の策定。

（参考）※以下は秋以降にあらためて確認

2-① 地域消費型産業の生産性向上等に向けた地域づくり

小さな拠点、コンパクトシティ、連携中枢都市圏等の取組から、重層的な地域間連携を行う取組事例を収集。

取組の背景、地域間での都市機能の役割分担や交通ネットワークの改善の取組内容、それによる地域消費型産業の生産性向上の効果、行政の役割、課題等を調査。

地域消費型産業の生産性向上に向けた地域づくりの方向性提示。

2-② 移輸出型産業の競争力強化等に向けた交通ネットワーク

主な交通ネットワークを抽出し、その整備状況の変遷と、その位置の強みを踏まえた企業立地動向等の事例を収集。

物流効率化や輸出促進の効果、共同事業の創出、観光関連産業への影響等を調査。

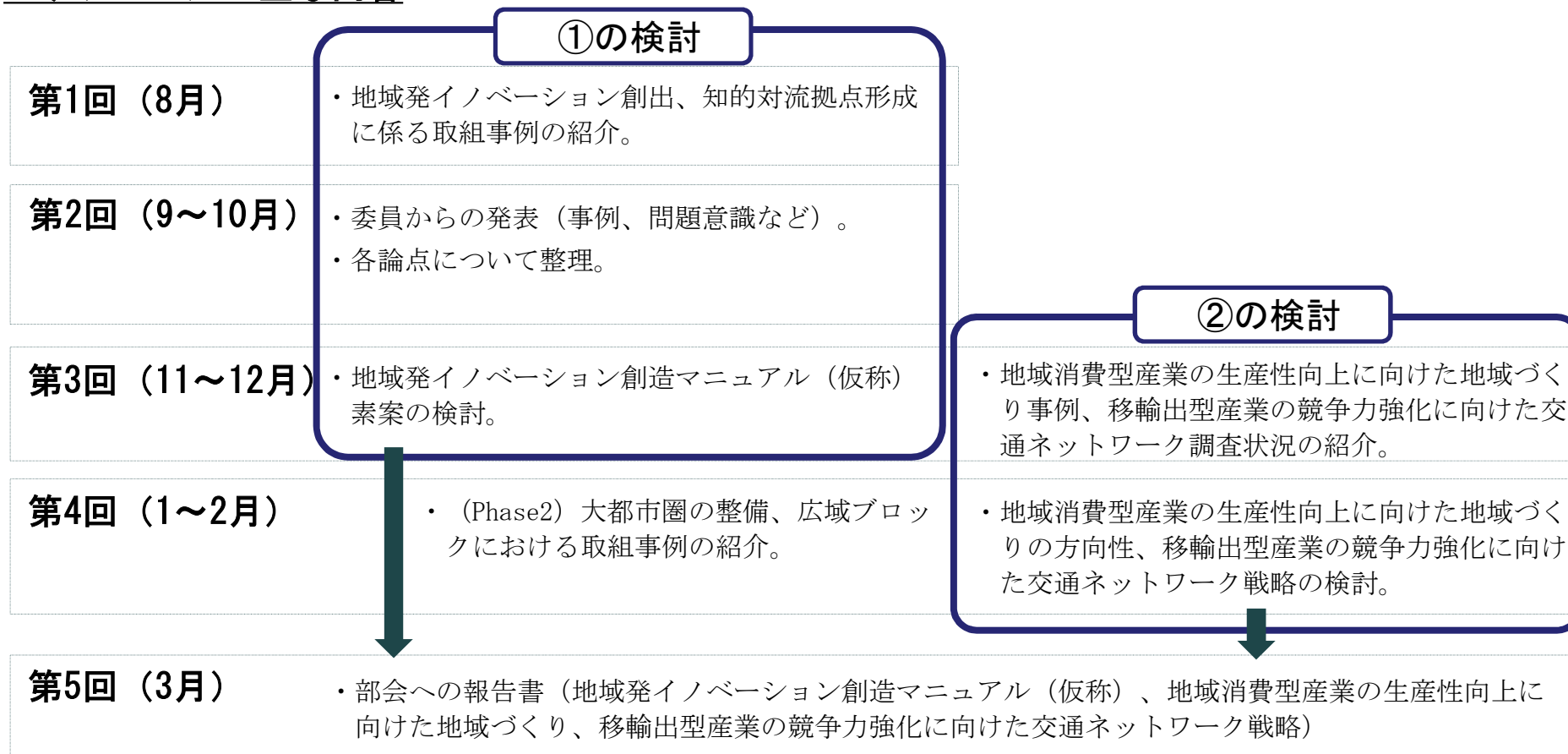
今後整備される交通ネットワークの活用も踏まえ、移輸出型産業の競争力強化に向けた交通ネットワーク戦略の提示。

検討スケジュール

Phase1 地方都市を中心とした地域発イノベーション

- ①地域発イノベーションを創出する「知的対流拠点」の形成
- ②地域消費型産業の生産性向上・移輸出型産業の競争力強化

スケジュール・主な内容

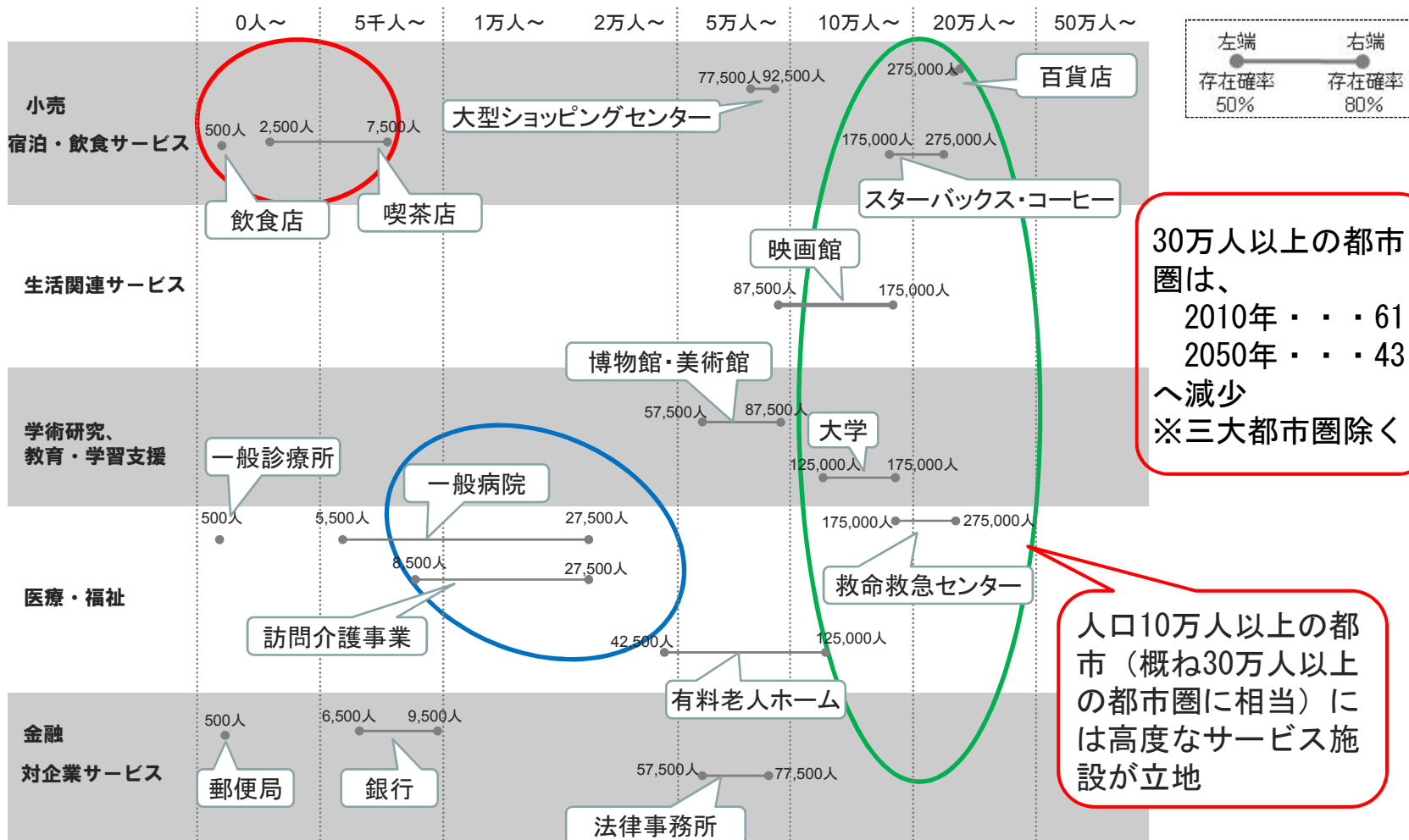


サービス施設の立地と人口規模

【機密性2】

- 様々なサービス供給は、需要の大きさ等を踏まえ、人口規模で施設立地がされる傾向。
- 将来的に施設立地の状況は変わり得るものであるが、今後の都市機能の確保や都市間の連携等を検討する際には、こうした状況を十分に踏まえて検討することが重要。

○サービス施設の立地する確率が50%及び80%となる自治体の人口規模 (三大都市圏を除く)



30万人以上の都市圏は、
2010年・・・61
2050年・・・43
へ減少
※三大都市圏除く

人口10万人以上の都市（概ね30万人以上の都市圏に相当）には高度なサービス施設が立地

小さな拠点の形成

中山間地域等において、基幹集落に生活機能等を集めた「小さな拠点」を核に、道の駅等も活用し、周辺集落とのネットワークを確保した集落生活圏の形成を推進する。

「小さな拠点」づくり

- 廃校舎等の既存公共施設を活用して行う施設の再編・集約、機能再生等
(「小さな拠点」を核とした「ふるさと集落生活圏」形成推進事業)

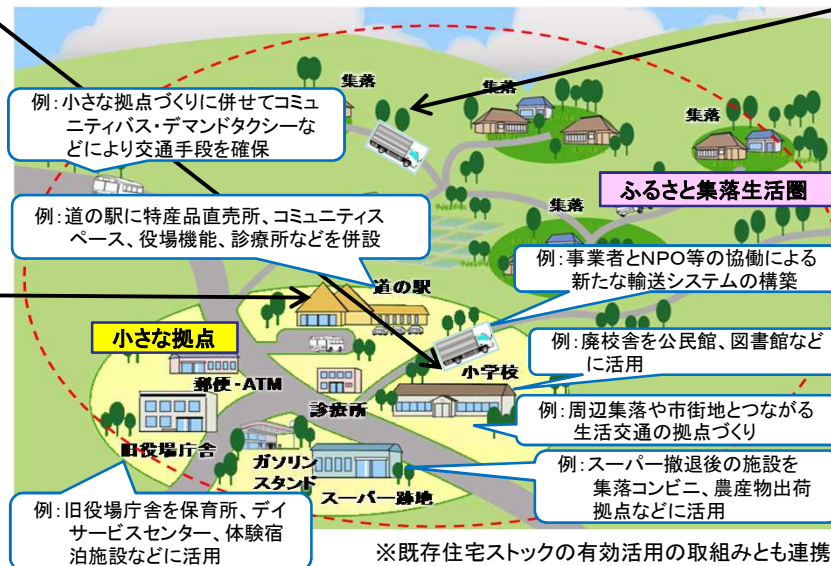


- 「道の駅」を地域活性化の拠点とする取り組みを支援
(重点「道の駅」制度)



地域住民が主体となったビジョンの策定と体制の構築(※1)

- 地域住民による集落生活圏の将来ビジョン(地域デザイン)の策定
…ワークショップを通じて住民が主体的に参画・合意形成
- 地域住民が主体となった多機能型の取組体制(地域運営組織)の形成
…地域デザインに基づき、住民や地場企業が役割分担を明らかにしながら、事業に取り組む体制を構築
- 将来ビジョン(地域デザイン)に基づく地域運営組織の取組
…高齢者サロン、買物機能の確保、特産品開発などの事業を実施



ネットワークの形成

- コミュニティバス、デマンドタクシー、自家用有償旅客運送によるコミュニティ内の移動の維持・確保
(地域公共交通確保維持改善事業)



過疎地物流の確保

- 事業者とNPO等の協働による宅配サービスの維持・改善や買い物難民支援等にも役立つ新たな輸送システムの構築



○地域の担い手となる人材確保(※2)、地域の稼ぐ力を高めるコミュニティビジネスの振興(※3)、都市農村交流などの農山漁村の活性化(※4)等について、関係府省庁(総務省、農林水産省等)と連携して総合的な取り組みを推進

※1 総務省の過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業 ※2 地域おこし協力隊など
 ※3 新型交付金(地方創生推進交付金)など ※4 農林水産省の農山漁村振興交付金など
 ※その他、中間支援組織を活用した地域の取組サポート等について、新型交付金(地方創生推進交付金)により支援(内閣府)

コンパクトシティの取組の推進

都市再生特別措置法改正

背景

・地方都市では、高齢化が進む中で、市街地が拡散して低密度な市街地を形成。大都市では、高齢者が急増。

法律の概要

●立地適正化計画（市町村）

- ・都市全体の観点から、居住機能や福祉・医療・商業等の都市機能の立地、公共交通の充実に関する包括的な**マスタープラン**を作成
- ・民間の都市機能への投資や居住を効果的に誘導するための土俵づくり（**多極ネットワーク型コンパクトシティ**）

都市機能誘導区域

生活サービスを誘導するエリアと当該エリアに誘導する施設を設定

◆都市機能（福祉・医療・商業等）の立地促進

○誘導施設への税財政・金融上の支援

- ・外から内(まちなか)への移転に係る買換特例 **税制**
- ・民都機構による出資等の対象化 **予算**
- ・交付金の対象に通所型福祉施設等を追加 **予算**

○福祉・医療施設等の建替等のための容積率等の緩和

- ・市町村が誘導用途について容積率等を緩和することが可能

○公的不動産・低未利用地の有効活用

- ・市町村が公的不動産を誘導施設整備に提供する場合、国が直接支援 **予算**

◆歩いて暮らせるまちづくり

- ・附置義務駐車場の集約化も可能
- ・歩行者の利便・安全確保のため、一定の駐車場の設置について、届出、市町村による働きかけ
- ・歩行空間の整備支援 **予算**

◆区域外の都市機能立地の緩やかなコントロール

- ・誘導したい機能の区域外での立地について、届出、市町村による働きかけ

◆誘導施設への税制支援等のための計画と中活法に基づく税制支援等のための計画のワンストップ申請

居住誘導区域

居住を誘導し人口密度を維持するエリアを設定

◆区域内における居住環境の向上

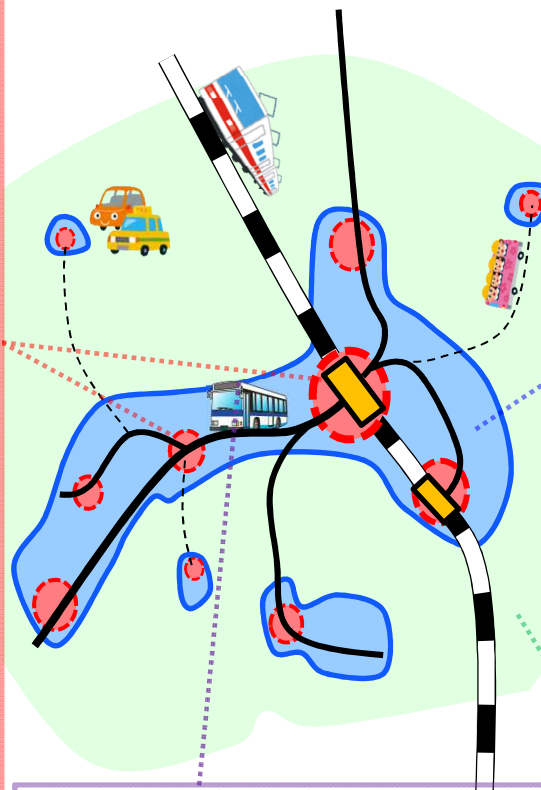
- ・区域外の公営住宅を除却し、区域内で建て替える際の除却費の補助 **予算**
- ・住宅事業者による都市計画、景観計画の提案制度（例：低層住居専用地域への用途変更）

◆区域外の居住の緩やかなコントロール

- ・一定規模以上の区域外での住宅開発について、届出、市町村による働きかけ
- ・市町村の判断で開発許可対象とすることも可能

◆区域外の住宅等跡地の管理・活用

- ・不適切な管理がなされている跡地に対する市町村による働きかけ
- ・都市再生推進法人等（NPO等）が跡地管理を行うための協定制度
- ・跡地における市民農園や農産物直売所等の整備を支援 **予算**



公共交通 維持・充実を図る公共交通網を設定

◆公共交通を軸とするまちづくり

- ・地域公共交通網形成計画の立地適正化計画への調和、計画策定支援（地域公共交通活性化再生法）
- ・都市機能誘導区域へのアクセスを容易にするバス専用レーン・バス待合所や駅前広場等の公共交通施設の整備 **予算**

定住自立圏構想の推進

【機密性2】

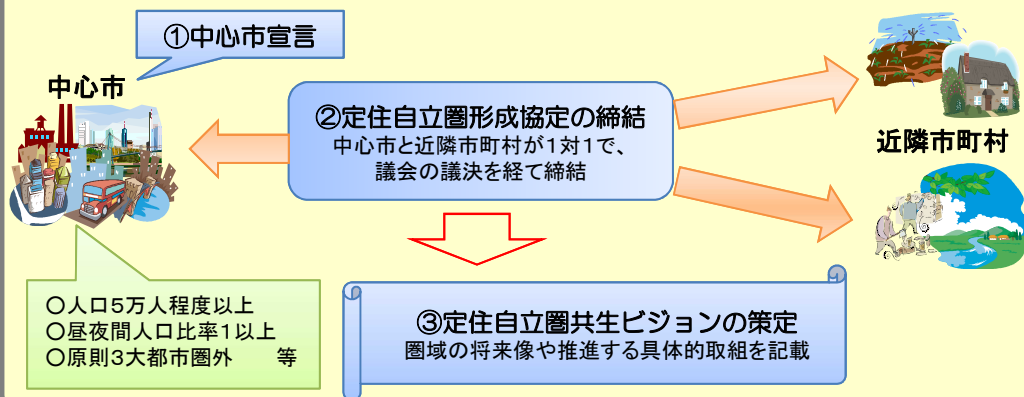
定住自立圏構想の意義

中心市と近隣市町村が相互に役割分担し、連携・協力することにより、**圏域全体として必要な生活機能等を確保する「定住自立圏構想」を推進し、地方圏における定住の受け皿を形成する。**

【圏域に求められる役割】

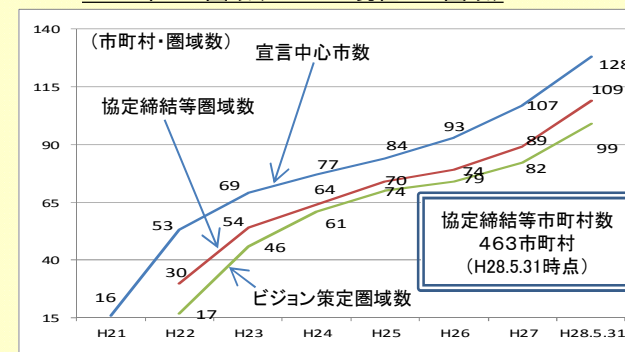
- ①生活機能の強化（休日夜間診療所の運営、病児・病後児保育の実施、消費生活法律相談の実施、地場産業の育成 等）
- ②結びつきやネットワークの強化（デマンドバスの運行、滞在型・体験型観光・グリーンツーリズムの推進、生活道路の整備 等）
- ③圏域マネジメント能力の強化（合同研修の実施や職員の人事交流、外部専門家の招へい 等）

圏域形成に向けた手続



定住自立圏構想への取組状況

KPI: 2020年 140圏域 (H28.5.31現在 109圏域)



※H27以前は4月1日時点の数値

定住自立圏に取り組む市町村に対する支援

特別交付税

- ・包括的財政措置(平成26年度から大幅に拡充)
(中心市 4,000万円程度→8,500万円程度)
(近隣市町村 1,000万円→1,500万円)
- ・外部人材の活用に必要な経費に対する財政措置
- ・地域医療の確保に必要な経費に対する財政措置 等

地方債

- ・地域活性化事業債を充当※ (充当率90%、交付税算入率30%)
- ※医療・福祉、産業振興、公共交通の3分野に限る

各省による支援策

- ・地域公共交通の確保や教育環境の整備支援など、定住自立圏構想推進のための関係各省による事業の優先採択

連携中枢都市圏の取組の推進

【機密性2】

連携中枢都市圏の意義とは

- 地域において、**相当の規模と中核性を備える圏域において市町村が連携し、コンパクト化とネットワーク化により、人口減少・少子高齢社会においても一定の圏域人口を有し活力ある社会経済を維持するための拠点を形成**

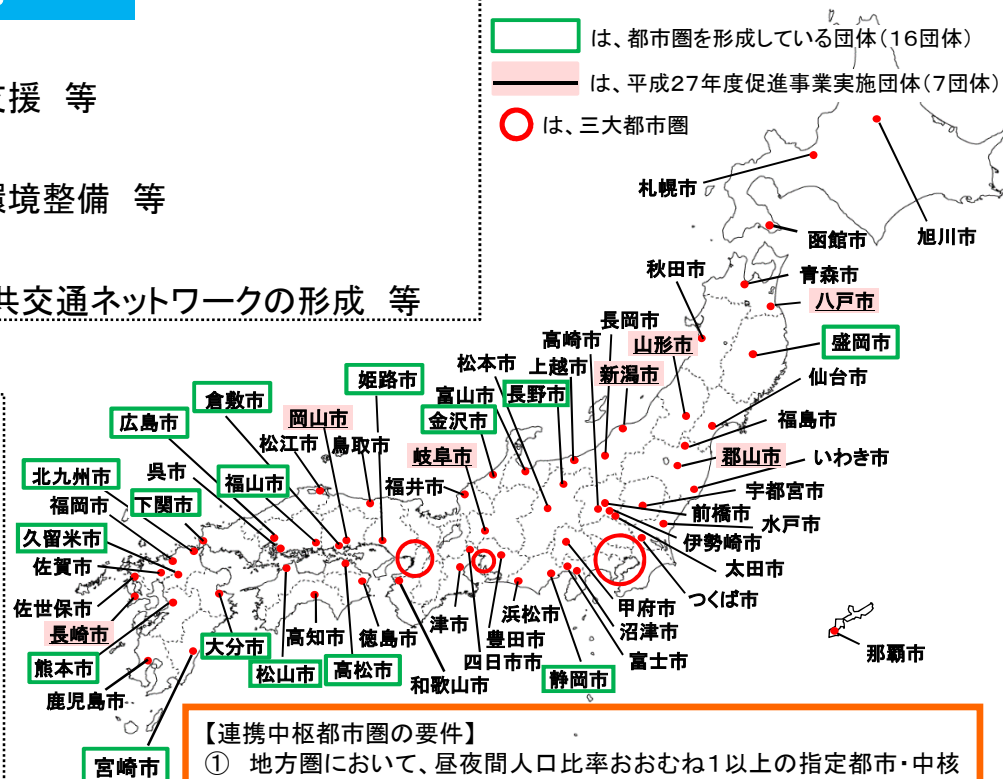
連携中枢都市圏に何が求められているのか

- ① **圏域全体の経済成長のけん引**
産学金官の共同研究・新製品開発支援、六次産業化支援 等
- ② **高次の都市機能の集積・強化**
高度医療の提供体制の充実、高等教育・研究開発の環境整備 等
- ③ **圏域全体の生活関連機能サービスの向上**
地域医療確保のための病院群輪番制の充実、地域公共交通ネットワークの形成 等

連携中枢都市圏をいかに実現するか

- **地方自治法を改正し、地方公共団体間の柔軟な連携を可能とする「連携協約」の制度を導入** (平成26年11月1日施行)
- 平成26年度・平成27年度は、**連携中枢都市圏の形成を推進**するため、国費により支援(21事業)
- **平成28年度予算**においても**1.3億円**を計上し、引き続き連携中枢都市圏の形成を促進
- 平成27年度から **地方交付税措置**を講じて**全国展開**を図る

連携中枢都市圏形成のための手続き



【連携中枢都市圏の要件】

- ① 地方圏において、昼夜間人口比率おおむね1以上の指定都市・中核市(●)と、当該市と社会的、経済的に一体性を有する近隣市町村とで形成する都市圏

※ ただし、①を原則除く都市圏であって、隣接する2つの市(各市が昼夜間人口比率1以上かつ人口10万人程度以上の市)の人口の合計が20万人を超え、かつ、双方が概ね1時間以内の交通圏にある場合において、これらの市と社会的、経済的に一体性を有する近隣市町村とで形成する都市圏についても、①の都市圏と同等の取組が見込まれる場合においてこれを含むものとする。